

平成２９年度第２回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ 会議録

平成２９年９月２１日（木）

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

平成29年度 第2回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

会 議 録

1 日時

平成29年9月21日（木） 午後2時から午後4時まで

2 場所

自治センター6階 602・603会議室

3 出席者

岡田構成員、川崎構成員、河口構成員、高橋座長、辻構成員、徳田構成員、永田構成員、古家構成員、牧野構成員、水野構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

4 開会

皆様お揃いになりましたので、ただ今から平成29年度第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、植羅障害福祉課長から御挨拶を申し上げます。

5 課長挨拶

皆さんこんにちは。障害福祉課長の植羅でございます。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から県の障害者施策の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

7月13日開催の第1回ワーキンググループでは、第5期障害福祉計画の骨子案について構成員の皆様方から貴重な御意見をいただきました。そして、その御意見を反映させた骨子案について、7月27日開催の第1回障害者施策審議会でも御意見をいただき、とりまとめを行ったところです。

さて、本日の第2回のワーキンググループでは、議題が1件となっております。先にとりまとめを行った骨子案を踏まえ、事務局で作成しました素案について、御意見を賜りたいと考えております。

これに合わせて、本日は、「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」の報告書（速報版）をお示ししておりますので、地域生活への移行を推進するために必要な具体的な取組について、皆様方から、幅広く御意見をいただきたいと思いますと考えております。

また、今後のスケジュールにつきましては、11月24日開催予定の第3回ワーキンググループでさらに内容を検討いただき、12月中旬開催予定の第2回障害者施策審議会でも、素案のとりまとめを行ってまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 資料確認

それでは、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

A4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領、愛知県障害者施策審議会条例、そして、資料1、資料2、資料3となっております。

このうち、次第、出席者名簿、資料2については、本日机上配付した資料に差替えをお願いいたします。

なお、本会議資料は、ワーキンググループ構成員以外の障害者施策審議会委員の皆様にも送付しておりまして、素案に対する御意見を別途いただくようお願いしているところでございます。

不足等ございませんでしょうか。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

本日の会議は、ワーキンググループ運営要領及び本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。

9月7日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴者が2名いらっしゃいますので、御報告をさせていただきます。

ここでお願いがございます。本日の会議では、手話通訳の方に御協力をいただきながら、進行してまいりますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前と御所属、そして古家委員から見て、御自身がどこにいるのかを言っていたいから、御発言いただきますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、この後の進行は、高橋座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 座長挨拶

改めまして、皆様こんにちは。

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、今年度策定します第5期愛知県障害福祉計画の検討を行うため、前年度第3回の障害者施策審議会で御了承をいただき、審議会の下に、新たに設置したものでございます。

本日は、今年度2回目のワーキンググループでございます。

議題としましては、お手元の次第にありますように、「第5期愛知県障害福祉計画の素案について」でございまして、本日は事務局で作成していただいた計画の素案について、皆様方に御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

また、先程、課長の挨拶にもございましたが、施設入所者の地域生活への移行については、本県の重要な課題の1つとなっております。本日は、そのニーズ調査の速報版も示されてきましたので、皆様で知恵を出し合って課題の精査を行い、地域移行を進めていくための具体的取組や施策について、

このワーキンググループとしても、しっかりと提言していきたいと考えております。

構成員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

9 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、会場の都合により、午後4時を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題「第5期愛知県障害福祉計画の素案について」、事務局から説明をお願いします。

10 議題 第5期愛知県障害福祉計画の素案について

障害福祉課 加藤補佐

「第5期愛知県障害福祉計画の素案について」、説明させていただきます。お手元に資料1、計画素案をお願いします。

計画素案につきましては、現行の第4期計画をベースにし、7月に開催しました第1回障害者施策審議会でもとりまとめた計画骨子に基づき作成しております。本日は、各章の概要を説明させていただきます。特に、第4章の成果目標の部分を中心に御意見等をいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。第1章、計画策定の趣旨でございます。本章では、本計画に関する、これまでの経緯や目的等を記載しております。2ページにありますように、第5期計画は、本県の障害者計画に位置付けている「あいち健康福祉ビジョン2020」の中の障害福祉サービス等の提供に関する取組を具体化するもので、計画の推進に当たっては、国や市町村はもとより、教育委員会や産業労働部などとも連携し、県全体で取り組んでまいります。

続きまして、3ページを御覧ください。第2章、計画の基本的な考え方でございます。1、計画の基本理念として、本計画は、「共生する地域社会」の実現を基本理念とし、年齢や性別にかかわらず、障害のある方の社会参加や自己実現を図るための支援をまとめたものとなります。

次の、2、計画の基本的考え方では、1、障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援をしますから、4ページの下、7、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援しますまでの7つを、基本的な考え方とし、この考え方をもとに、サービスの提供体制の整備に取り組んでいくこととしております。

5ページをご覧ください。中程、4、計画の位置付けですが、第5期計画を、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、そして、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた障害児福祉計画に位置付けることを記載しております。6ページの6、区域の設定では、障害保健福祉圏域をもとにした区域の設定について記載しております。第1回ワーキンググループでもお示ししましたが、平成30年度から名古屋医療圏と尾張中部医療圏を統合する予定であるため、障害の圏域においても、福祉と保健・医療の連携の観点から、両圏域を統合し、「名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域」としてまいります。これにより、第5期計画では県内を11の圏域に分けて施策の推進を図ってまいりたいと

考えております。

8 ページからの第3章、現状につきましては、時間の関係もございますので、説明は省略させていただきます。

ページを進めていただき、26 ページ、第4章、地域生活移行等についての成果目標と取組施策をお願いします。第4章では、国の基本指針に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行を始め、5つの分野で成果目標を設定し、その達成に向けた取組等について記載しております。

まず、1、福祉施設の入所者の地域生活への移行でございます。こちらは第4期計画からの引き続きの項目になりますので、(1)として第4期計画までの評価を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。28 ページ、(2)第5期での成果目標等の設定をご覧ください。国の基本指針では、28年度末施設入所者の9%以上が32年度末までに地域生活へ移行、また、32年度末施設入所者数を28年度末から2%以上削減が示されています。あわせて、第4期計画の未達成分があればそれを第5期の目標に加えることとされております。

国指針を踏まえた本県の目標値は、29 ページをご覧ください。

まず、②の施設入所者数の削減につきましては、国指針に即して、本県の28年度末施設入所者3,859人の2%に当たる77人を目標値と設定しております。一方、①の地域生活移行者数については、今回は目標値を記載しておりません。本日の第2回ワーキンググループにおきまして、まず、地域移行を進めるために必要な具体的取組について構成員の皆様方からご提言いただき、その上で、11月の第3回ワーキンググループにおいて、その取組により達成可能な数値を検討していきたいと考えております。また、具体的取組の検討に当たり、基礎資料としまして、「地域生活移行に関するニーズ調査」の報告書を資料3にお示ししております。資料3をご覧ください。

主な点としまして、まず、8 ページをご覧ください。問10、ご本人のニーズであります。意思表示が可能な方、1,218人のうち、約6.5割の方が今いる施設での生活を希望されている一方、約2割の方、人数にして250人が今いる施設以外での生活を希望されています。次に10 ページ、問11は、今いる施設での生活を希望する理由であります。「安心だから・楽しいから」が約6割と最も多い一方で、「ここでの生活以外よくわからないから、情報がない、体験したことがない」も約1.5割となっており、地域での生活を具体的にイメージできていない方の割合も多くなっています。次に14 ページの問14、地域移行に関するご家族の意向についての質問では、「施設での生活を希望」が約6.5割と最も多い一方で、「地域での生活を希望している」は3.3%と少なくなっています。最後に、23 ページの問20、地域移行に当たり、特に調整を要する事項・課題についての質問では、「家族の理解と協力」が約5.5割と最も多く、続いて、「本人が地域生活への移行に向けた意思を持つこと」や「入所施設における地域移行を推進する意識の醸成・支援の充実」が多くなっています。

こうした調査結果とともに、資料2として、これまでにいただいたご意見等も掲載しておりますので、そちらも参考にいただきながら、ぜひ皆様の幅広い見地から、地域移行を進めるための具体的取組について、本日ご提言等いただければと考えております。よろしくお願いいたします。

あわせて、恐縮ですが、資料1に戻っていただいて、32 ページ、(4)本計画期間の取組に記載にあります、住まいの場の確保であったり、1枚はねていただいて、地域における理解の促進や障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援等につきましても、本日ご意見をいただければと思います。

続きまして、36 ページをご覧ください。成果目標の2つ目として、精神障害のある人が地域の一人として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構

策」について、目標の設定を行うものです。具体的目標値については38ページをご覧ください。

第5期計画からの新規目標として、①で圏域ごとの、②で市町村ごとの、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について目標の設定を行います。また、③も新規となりますが、32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数について目標設定を行います。こちらは国の推計式により人数を算出しておりまして、本県では、65歳以上が2,772人、65歳未満が3,004人としております。また、この目標の設定にあわせて、精神科病院から退院した後の地域の受け皿の整備が必要になります。39ページ、図表54に記載しておりますが、地域移行に伴う基盤整備についても、あわせて進めてまいります。

最後に、その下の、④精神病床における早期退院率として、入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点84%、1年時点を90%以上として、目標の設定を行います。40ページの(4)本計画期間の取組としましては、地域生活への移行に向けた支援として、福祉と医療を結びつける保健所のコーディネート機能の強化と、早期退院に係る医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会の開催について記載するとともに、地域定着のための支援として、精神障害者アウトリーチによる支援について記載してまいります。

続きまして、42ページをご覧ください。3つ目として、「地域生活支援拠点等の整備」について、目標の設定を行います。地域生活支援拠点等につきましては、第4期計画からの引き続きであります。次の43ページに記載のとおり、国の基本指針に即して、32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ設置することを目標に設定してまいります。

また、(4)本計画期間の取組としまして、圏域ごとに県が設置している地域アドバイザーと連携し、各圏域会議や地方自立支援協議会の場を活用し、整備主体である市町村に設置を働き掛けていきます。

続きまして、44ページをご覧ください。4つ目として、障害のある方が自立した地域生活を安定かつ継続的に送れるよう「福祉施設から一般就労への移行」について、目標の設定を行います。具体的目標については47ページの下をご覧ください。国の基本指針に即して、4つの目標設定を行うこととしております。①として、32年度における年間一般就労移行者数の目標値を1,422人、②として、32年度末における就労移行支援事業の利用者数を2,042人、48ページに移っていただいて、③として、32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率3割を達成する事業を全体の5割以上と目標設定します。さらに、第5期計画からの新規になりますが、④として、平成31・32年度における就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率の目標値を8割以上と設定します。49ページの(4)本計画期間の取組としましては、一般就労に結び付ける就労移行支援事業者等の確保と質の向上を図るとともに、事業主を対象にしたセミナー等の開催や、29年度に新設した本県独自の「中小企業応援障害者雇用奨励金制度」により、受け入れ側となる企業等に対する働きかけを行ってまいります。これに加え、一般就労へ移行することが困難な人に対する支援として、就労継続支援事業所における工賃向上や、特別支援学校におけるキャリア教育の推進についても記載しております。

続きまして、52ページをご覧ください。成果目標の5つ目、「障害児支援の提供体制の整備等」について目標の設定を行います。こちらは、障害児福祉計画に係る目標として、第5期計画から追加したもので、具体的目標値につきましては、54ページをご覧ください。国の基本指針に即して目標設定を行うこととしております。まず、①の(1)としまして、32年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置するとともに、(2)として32年度末までに、全ての市町村に

において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを、目標とします。次に、②として、32年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保すること、③として、30年度末までに、県単位、圏域単位、市町村単位で、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することについて、目標設定します。57ページの(3)本計画期間の取組としましては、児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の構築や、次のページにあります、重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の構築、さらには心身障害者コロニー再編整備後の医療療育センター（仮称）を中心とした「発達障害医療ネットワーク」や「重心療育ネットワーク」の構築・充実について記載しております。

以上が第4章の内容ですが、ここで、恐縮ですが、資料2の3ページをお願いします。7月の第1回障害者施策審議会にて、小中学校や特別支援学校における医療的ケア児の数について、データの提供依頼をいただきました。データは、7ページにあります別紙1として、まとめさせていただきました。概要としましては、特別支援学校で338名、小中学校では66名という結果となっております。また、永田構成員より、就学前のデータもということでしたが、現状数値を把握しておりません。来年度、調査を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

では、再度、資料1に戻っていただいて、61ページをご覧ください。第5章、障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保策でございます。

本章では、国の基本指針に即しまして、今後3年間で必要となる障害福祉サービス等の量的な見込みについて、サービス種別ごとに設定するとともに、97ページ記載の就労支援や、98ページ記載の発達障害者等に対する支援に関する指標についても設定してまいります。

なお、各サービスの見込量については、各市町村が見込んだ数値の積み上げを基本としており、今後市町村に照会・調整の上、数値を記載してまいります。

ページを大きく進めていただいて、124ページをご覧ください。第6章でございます。

1、サービス提供に係る人材の育成としまして、相談支援専門員研修やサービス管理責任者等研修の実施などを通じて、サービスの提供に携わる人材の育成や質の向上を図ってまいります。また、福祉の場で働く人材の確保としまして、小中学校及び高等学校等における障害や障害のある人への理解の促進を通じて、将来福祉の場で働く人材の確保に努めていくことについて記載しております。

1枚はねていただいて、2、サービス提供事業者に対する第三者評価等では、第三者評価の受審促進に加え、昨年6月の障害者総合支援法等の改正により新設された障害福祉サービス等情報公表制度の普及等について記載しております。

続いて、126ページを御覧ください。第7章でございます。本章では、県が行う地域生活支援事業の実施に関する考え方や見込量等を記載しております。まず、1、専門性の高い相談支援事業では、発達障害者支援センター運営事業や障害児等療育支援事業等について記載しております。なお、各事業の見込量につきましては、今後ワーキンググループ等でも御意見をいただきながら、適切な数値について検討してまいりたいと考えております。また、129ページ、2、広域的な支援事業では、(2)のイとしてピアサポートの活用、次のページ、ウとしてアウトリーチ訪問支援事業、さらには、131ページ、3、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣では、手話通訳者や要約筆者などの養成・派遣について、133ページでは、4、人材育成等その他の事業について記載しております。

続きまして、136ページをご覧ください。第8章でございます。こちらは第5期計画で新たに設ける章でありまして、大きく6つの項目から構成しております。このうち、138ページ、2、意思

決定支援の促進では、意思決定支援の重要性について記載するとともに、今年３月に国が策定した障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて、サービス事業者等への普及方策について記載してまいります。

次に、１４２ページ、４、障害を理由とする差別の解消の推進では、２７年１２月に制定した愛知県障害者差別解消推進条例に基づいた本県の具体的取組について記載しております。

１４６ページをお願いします。５、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進の項目については、来週２６日の障害者施策審議会専門部会で検討を行った上で、１１月の第３回ワーキンググループでお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

最後に１４７ページ、第９章、計画の推進でございます。第５期計画については、第４期計画と同様に、計画の進捗状況について、障害者施策審議会等に十分に報告を行いまして、分析・評価を行ってまいります。また、自立支援協議会にも御意見をうかがいまして、そうした審議をＰＤＣＡサイクルに組み込みまして、計画の着実な推進を図ってまいります。

あわせて、教育委員会や産業労働部、市町村を始めとする関係機関、さらには障害者団体やサービス事業者とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。

説明は以上となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

高橋座長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお伺いしますが、本日は、特に第４章の成果目標の部分を中心に、御意見等をいただきたいと思いますと考えております。しかしながら、分量が多いので、章ごとに区切って、御意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それに先立ちまして、まず先に、今後の進め方など、計画の中身以外で、何か御意見や御質問はございませんでしょうか。（→意見等なし）

それでは、計画の中身について御意見等を伺ってまいりたいと思います。

まず、第１章から第３章までで、御意見や御質問はございませんでしょうか。

河口構成員

２３ページ、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の実績が上がっています。このうち、地域移行支援が入所施設からの地域移行に密接に関係していると思いますが、実績がとても低いという印象を受けざるを得ません。２７人の実績のうち、１１人が名古屋市であり、他の圏域とかなり差があります。名古屋市の地域移行支援に携わっている方に、このことについての話を聞きましたが、名古屋市では、年間３人ないし３件の支援を行うと年間４５０万円の補助金が出ているそうです。

それで、何とか地域移行支援をやっている状態で、それがなければ赤字だとのことでした。

また、補助金の請求については、支給条件が厳しい割に、もらえる金額も少ないという話も聞きました。後の成果目標のところで、地域移行支援の目標を定めるところなのですが、愛知県の他の圏域では、地域移行に向けた取組を何か考えているのでしょうか。

現状のままだと、なかなか増えていく見込がないのではないのでしょうか。

高橋会長

御質問をもう一度明確に教えていただけますか。

河口構成員

名古屋市とそれ以外の圏域で大きな落差があると思うのですが、それについて県はどのように評価しているのでしょうか。

高橋座長

全体的に低い数値であるため、名古屋市としても感心できるものではないと思いますが、県としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

第5期障害福祉計画の相談支援の部分について、各障害福祉サービスの目標については、基本的に、市町村計画を積み上げた数字が県計画の目標値となっております。現行の第4期計画では、計画相談支援という、もう少し大きいくくりで進行管理をしておりますが、そちらでは、市町村計画の見込量（目標値）に対して実績が112.5%となっており、相談支援全体では目標を達成しているという状況です。

一方で、地域移行支援については、河口構成員の御指摘のとおり、なかなか進んでいないという現状もありますので、第5期計画において、市町村の計画についてもヒアリング等で把握しながら、県としてどのようなことができるか、河口構成員を始め構成員の皆様方の御意見もいただきながら、計画に盛り込めることがあれば盛り込んでまいりたいと考えています。

高橋座長

私からも1つよろしいでしょうか。9ページの下から4行目のところで、内部障害が増加率で最も多くなっているという記載がありますので、計画の策定に当たって、各身体障害者団体の方にも意見聴取いただき、計画に反映いただけたらと思います。その点については、今も行っていますか。いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

これまで、身体障害の関係については、愛知県身体障害者福祉団体連合会の加賀会長様にワーキンググループの構成員として御参加いただいているところです。

内部障害の団体につきましては、愛知県身体障害者福祉団体連合会、さらには愛知県難病団体連合会に参画いただいておりますので、そういった団体と相談しながら、素案の段階で意見聴取をできるように調整してまいりたいと考えております。

岡田構成員

16ページの発達障害者の状況についてお聞きします。

発達障害者数については、記載のとおり、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合や療育（愛護）手帳を所持している場合、両方の手帳を所持していない場合もあるということで、人数を計りき

れないとのことですが、例えば、療育（愛護）手帳所持者のうち、自閉症等と診断されている方の数ですとか、児童期から精神保健福祉手帳を取得している方の数など、手帳の所持者の中で、発達障害者や自閉症の方の数をカウントするという形で、発達障害者の数を示すことは全くできないのでしょうか。希望的観測としてでも数を示すことができたらと思うのですが。

障害福祉課 加藤主幹

ただいまの岡田構成員からの御提言でございますが、現行の素案の記載は、第4期計画の記載そのままとなっているところです。今後、御質問いただいた内容を踏まえて、現状や他の発達障害に係る記載について、拡充していきたいと考えております。また、岡田構成員にも御意見を伺いながら、素案の修正・拡充をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田構成員

ありがとうございます。高橋先生に伺いたいのですが、先生はこの部分について、どのようにお考えでしょうか。

高橋座長

私ももう少し記載できないかなと感じております。以前、どの会議だったか忘れましたが、発達障害の方の手帳所持者数や推移のデータについて出たように思いますので、その辺を参考にしながら充実していただけたらと思います。これについては、国に対しても要望していく必要があると思います。私も今度、国の会議がありますので、発言しようかなと思います。

他にいかがでしょうか。

辻構成員

24ページの障害児入所支援のところですが、どのような方がどのようなところに退所されたのかとか、待機者がどれくらいいるのかについて、県としてどのように把握しているのでしょうか。

高橋座長

これは質問ですか。それとも、そういったデータを入れていただきたいといったことでしょうか。

辻構成員

そういったデータを入れていただきたいと考えております。

障害福祉課 加藤主幹

どこまで把握できるのかということはあると思いますが、第3回ワーキンググループに向けて調査等を実施しまして、計画に盛り込めるところがあれば、素案に盛り込んでまいりたいと考えております。

高橋会長

他に御意見もないようですので、第1章から第3章までは、これで終わらせていただきたいと思います。次に第4章について御意見等を伺いたいと思います。

このうち、1 番目の福祉施設の入所者の地域生活への移行について、本日ニーズ調査の結果も出ていますので、ニーズ調査のことも含めて、先に御意見等を伺いたいと思います。

また、資料 1 の計画素案 29 ページを御覧ください。今回の素案では、地域移行に関する目標値については空欄となっています。これは、このワーキンググループ等で地域移行を進めるための具体的取組について検討し、それにより達成できる数値、実効性ある数値を設定していきたいという事務局の意向があるようです。ついては、その具体的取組についても、御遠慮なく、御意見を言っていたいただければと思います。

それでは、この部分について、御意見等ございませんでしょうか。

古家構成員

今まで地域移行された方の数について、資料に記載されておりますが、この実際に地域に出られた方々（103 人）は、地域に出て満足しているのでしょうか。それとも、地域に出た後で、失敗だったのではないかとといった問題が出ているのではないのでしょうか。

高橋座長

地域に出た方の本人評価についてですね。その辺を把握しているのかも含めて、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

現状では、把握できておりません。

来年度以降にはなりますが、第 5 期計画の進行管理の中で、こういった視点も取り入れながら可能な限りで把握してまいりたいと考えております。

岡田構成員

資料 3 の 22 ページ、地域における不足しているサービスや支援について、詳しくは出てきていませんが、生活介護や就労継続支援 B 型で働いておられる方の土日祝の過ごし方について、地域移行をした場合に、ホームで過ごすとか移動支援を利用して余暇支援に出かけるという形がとられておりますが、移動支援に行かない方や一人で過ごせない方の支援が不足していると思っています。

施設からホームに移行した際に、本人らしい土日祝の過ごし方が充実できれば、親及び本人も、地域移行しても良いと思われるのではないのでしょうか。現在は、一人で時間を有意義に過ごすことが出来る方は良いのですが、一人では過ごせない方は、土日祝は生活介護や B 型がお休みであるため、どのように過ごしていくのかという支援がもう少し充実していけば良いかなと思います。

障害福祉課 加藤主幹

今回、ニーズ調査の中でも、地域移行にあたり不足している支援のところで、本人を理解して継続的にかかわる人材の確保が課題として上がってきており、人材の確保を通じて、地域移行が進むのではないかと考えているところでございます。

現在は素案のたたき台でありますので、本日いただいた意見も踏まえながら、実態の把握も含め、今後検討していきたいと考えております。

牧野構成員

29ページに、平成32年度末の施設入所者数を3,782人とすることが記載されておりますが、この中には、重症の方や複合の方といった、さまざまな障害をお持ちの方が多いのではないかと感じています。私も法人を運営しておりますが、地域移行につながるような良い方策があれば取り入れて、小さくても良いので受け皿を作っていこうと考えております。

ですから、地域移行につながるような、良いアイデアを出していただくとともに、実際に地域移行された方の本人評価等を大いに利用し、反省すべき点は反省して進めていけば、多少でも地域移行が進むのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋座長

具体的に、何か良いアイデアはありませんか。具体的に、こうすれば地域移行を推進できるというアイデアを、ぜひ皆様からお伺いできればと思っております。

地域移行については、なかなか絵に描いた餅で進まないものですから、具体的な方策を御提言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

古家構成員

ニーズ調査の結果の、施設がご本人に対して行っている地域移行に向けた取組(問15)について、地域移行に関する情報提供を行っている施設もあれば、特に何もしていない施設もあります。こうした情報提供については、施設ごとにおまかせのような形になっているのでしょうか。それとも、施設同士で検討がなされた上で情報提供を行うなど、情報提供にあたって一定の基準があるのでしょうか。施設によって、かなりばらつきがあるような印象を受けました。

高橋座長

このばらつきについて、どのようにしていけば良いと思われますか。

古家構成員

こちらの施設では情報をもらった、こちらの施設では情報をもらってない、という状況では良くないと思います。

高橋座長

では、この辺りの違いについて、どのように考えてみえるのか、事務局にお伺いしたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

今回のニーズ調査の結果によって、御指摘のとおり、施設によって地域移行へのアプローチに温度差があることが明らかとなりました。県としましても、地域生活移行を進めていくにあたって、これまで入所施設へのアプローチが弱かった面があると考えております。

県では、障害者自立支援協議会の下に地域生活移行推進部会を設けておりまして、今年度途中ではありますが、当該部会に、入所施設経営者の方に委員に加わっていただきまして、そういった面も補いながら、検討を進めていきたいと考えております。具体的には、今年度第2回の部会を10月に予

定しておりますので、今回のニーズ調査の結果も見えていただきながら、こういった取組により地域移行を進めていけるか検討いただいて、計画の素案にも反映させていきたいと考えております。

高橋座長

この件に関して、私も1つ質問ですが、既にグループホームに入ってみえる方が、どこから入られたか把握できているのでしょうか。具体的には、入所施設から移行してきた方と家庭から移行してきた方の割合は分かりますか。それが分かると、例えばほとんどが家庭からの移行であれば、地域からの移行は本当に進んでいないということが分かります。

障害福祉課 加藤主幹

新たにグループホームに入られた方について、具体的にどこから入ったのかというデータは、把握していないというのが実情であります。ただ、平成28年度の1年間で、地域生活へ移行した方が、26人おられますが、家庭からグループホームへ入った方がほとんどであると認識しております。これまで、そこまでの視点を持って、把握していなかったという点も反省しながら、進捗状況を把握する中で、そういった点もしっかり見極めて取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

川崎構成員

私も入所施設を経営しております、このニーズ調査には非常に興味を持っております。

このニーズ調査は、本人の意思決定を大事に調査されていると思いますが、おそらく、入所者全員が、施設ではなく自宅が一番良いと考えていると思います。

ニーズ調査の結果を見ますと（問10・11）、「今いる施設で生活していきたい」ですとか「今いる施設が楽しい、安心だから」だということが前面に出ていますが、実際は違うと思います。

私も、今まで20人くらいの方を地域に送り出しており、その方たちに、施設に戻りたいかを聞くと、そういった方は一人もいません。つまり、施設での生活に比べれば、当然グループホームなどの暮らしが楽しく、生活しやすいということです。

ですから、ただ数字を挙げるのではなく、どうしたら良いのかを考える必要があると思います。例えば、グループホームに移行された方に、逆にどうして施設に戻りたくないのかなどを聞いた方が良いのではないかと思います。

それともう一つ、このニーズ調査の結果は一般の方に公表するのでしょうか。この結果だけ見ますと、よく知らない人は、無理して地域移行を進めなくても良いのではないかとと思われる心配があります。

障害福祉課 加藤主幹

まず、ニーズ調査の結果の公表についてですが、現段階では、市町村にはデータを提供させていただいております。これは、今年度市町村でも同時並行で、第5期障害福祉計画の策定を進めておりますので、こういったデータも参考にいただきながら目標の設定をしていただきたいという趣旨であります。合わせて、ニーズ調査の結果について、調査内容を細やかに公表することは考えておりませんが、第5期計画の中で、調査結果を踏まえて、こういった取組が必要なのか、どのような目標値

を設定するかを記載してまいりますので、調査結果の概要につきましては、第5期計画の中に盛り込み、紹介させていただきたいと考えております。

また、最初に御提言いただきました、実際に地域生活を始めた方に、施設に戻りたくない理由等を聞くことについては、今後取り組んでまいりたいと考えております。

川崎構成員から御紹介いただければ、ぜひ伺わせていただき、計画の方にも反映し、盛り込んでまいりたいと考えております。

永田構成員

ニーズ調査の結果（問10）について、以前の会議においても意見があったように思いますが、地域移行に関して、御家族の方が施設にいることを希望されたり、実際に地域での生活がどれだけでいいのか分からない状況の中で、ご本人に先の見通しが立たない分、今のままの生活が安心できるという回答が多いのは、予想ができる結果であると思います。

ニーズ調査の結果を受けて、入所者が、こんなにも移行を希望されていない状況では、今現在、地域生活へ移行されている方たちが、移行する時に何が不安で、移行した結果、何が思っていたことと違っていたかという、プラスの部分とデメリットの部分と双方あると思いますので、これらを検討することが大切であると思います。

既に地域生活に移行されている方は、地域移行にあたって、何が問題になりやすいかということをつかかった上で、現在生活をしていらっしゃると思いますので、地域移行された方たちに知恵をいただいて、それを反映する形をとれば、何か見えてくるものがあるのではないかと感じました。

障害福祉課 加藤主幹

貴重な御提言ありがとうございました。本日いただいた御意見を踏まえまして、自立支援協議会の地域生活移行推進部会に持ち込み、そこでさらに具体的な取組について検討させていただき、進めてまいりたいと考えております。既に地域生活へ移行した方にお話をお聞きすることで、たくさんの知恵が出てくると思いますので、どこまでできるかということはあると思いますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

高橋座長

計画の30ページ、調査の概要の一番下、「特に調整を要する事項（課題）」として、ご家族の理解と協力、ご本人が意思を持つこととありますが、そこに関係してくるものと思います。

実働部隊としては、地域生活移行推進部会が実際にプランニングをして実行していくことになると思いますので、その活動に反映していただければと思っております。

河口構成員

前回のワーキンググループでも指摘させていただきましたが、資料の26ページに、地域移行の対象となる入所施設は、障害者支援施設であるとして書いてありますが、こちらで調べたところ、障害者の入所施設に、障害児の入所施設からそのまま移られた方が、かなりの数いらっしゃるって、実際、愛知県では、そういった方がどれくらいいらっしゃるのかを確認していただけるというお話があったかと思いますが、その辺りはどうなったのでしょうか。

また、本計画において、障害児入所施設からの地域移行は対象とならないことは分かりますが、障害児施設に入所されている方が、18歳になり、施設を出なくてはいけなくなった際に、社会的養護の問題で、自宅に帰れないとなった場合、施設しか選択肢がないのかとなると、それは問題ではないかと思います。18歳で、障害施設を退所し、その後別の施設に入るということは、全く未知の環境に入ることとなり、人間関係も一旦切れるわけですから、その状態から地域移行するということは、また難しい部分があるのではないかと思います、その辺りはどうなのでしょう。

障害福祉課 加藤主幹

前回のワーキンググループで、河口構成員からいただいた御意見・御提言を踏まえて、現在施設に対して調査しているところでございます。本日の第2回会議には間に合いませんでしたが、第3回会議に間に合うように進めており、調査結果を踏まえて、計画の素案に盛り込んでいきたいと考えております。時間的に余裕がありましたら、事前に河口構成員に結果を見ていただきながら、具体的に御意見等をいただけると素案の方にもしっかりと盛り込めると思いますので、よろしくお願いいたします。

岡田構成員

ニーズ調査の結果の21ページに、地域移行が困難な理由について様々記載されております。

愛知県でも強度行動障害の研修を実施いただけるようになりましたが、行動障害であるため、施設職員自体が、この方は地域移行が難しいと頭から考えていらっしゃる方もいるように思います。

全てのことに人材が不足しており、言うは易くだと思いますが、川崎構成員もおっしゃられていたように、地域移行された方で、施設に戻りたいという方は、私の周りにもいないように感じます。やはり、本人に合わせた支援を行うことにより、それが地域移行に結びつくのではないかと考えておりますので、ぜひ強度行動障害の研修も進めていただき、普段利用者と接している、施設職員の方の技量を上げていただきたいと思いますので、おこがましいですがお願いいたします。

障害福祉課 加藤主幹

強度行動障害の方に対する人材の育成について、今、素案ですと125ページに「強度行動障害者への支援を行う人材の育成」として、盛り込んでいるところでございます。こちらは第4期計画と文言が変わっておらず、内容がそのままではございますが、国の研修修了者を中心に、県の方でも養成研修を実施しているところでございます。

いただいた御意見を踏まえ、強度行動障害のある方も地域移行に進めるよう取り組んでいきたいと考えております。なお、素案の内容につきましては、もう少し具体的に書けるように、修正してまいります。

辻構成員

以前からお話しさせていただいているところではありますが、地域生活の体験の場について、他の都道府県の状況を調べたところ、三重県では、重度障害者等自立生活応援事業というものを、平成23年度に県単独で実施しているそうです。重度障害者の方に対して、試行的に独力で自活できる機会を提供する、自立生活への意欲増進、不安の軽減を図るという事業だそうです。第4期三重県障害福祉計画を見ますと、具体的な施策内容について記載されていますが、そこには、障害者本位の視点に

立って、福祉施設入所者のエンパワメントとあります。実際に地域に出た方が、施設に行って、地域での生活がこんなに楽しいということを伝え、では施設から地域出てみようと思っていただくために、こうした事業があると思います。その他に、施設や在宅で生活する障害者に対して、自立生活への移行を推進することと、住居の確保等を行うという形で、施策が3つ掲げられています。

私は、実際に事業を委託されている、三重県の「NPO法人ピアサポートみえ」に、9月14日に訪問に行き、実際にどのように事業を展開されているかを伺ってきました。

これまで、この体験事業を利用して、10名の方が地域で生活してみえるそうです。県の事業として、施設を訪問し、そこでご本人さんに面談をするとともに、施設の職員さんに対しても、このようにすれば地域生活が可能ですといった形でお話されているそうです。これにより、本人だけでなく、施設の職員さんも、利用者の方が、どうすれば地域で生活できるか考える力が身についていると思います。さらに、本事業では、特別支援学校にも訪問しているそうです。やはり特別支援学校から在宅、そして親が面倒を見ることができなくなったら施設へ入所するという、負のスパイラルになるわけですから、特別支援学校の先生、そして親御さんたちにも、地域での生活がどのようなものかをお話をして、地域生活を実現されているそうです。

隣の県でやっている事業ですので、是非参考にされたいと思います。

障害福祉課 加藤主幹

地域生活を体験する場が必要であるということは、私共も十分承知しているところでございます。

三重県の取組についても確認させていただき、今後どのような形で、具体的に素案に盛り込んでいけるかということも含めて、引き続き皆様から御意見をいただきながら、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

古家構成員

先程の河口構成員の意見と少し内容が被るかもしれませんが、こうして地域移行、地域移行と言っている間も、新たに施設に入所される方もいらっしゃると思います。こうした地域移行の問題が出るようになってから、入所する際の条件は変わってきたのでしょうか。

川崎構成員は施設を運営されているということでしたが、この方は施設に入所していただくしかないという、入所の決定打みたいなものはあるのでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

第1期障害福祉計画が始まって10年ほど経過しますが、入所の条件が変わったということはありません。従前から同じ条件の中で、今も取り組まれているところでございます。

川崎構成員

御質問のありました、新たに入所される利用者の方についてですが、親御さんが高齢になり、支援できなくなった方がほとんどです。私共の施設では、定員を50人から40人に減らし、地域に送り出したりしておりますが、親御さんがお亡くなりになられたりとか、家庭が崩壊しそうな方を中心に、新規で受け入れをしております。

高橋座長

要するに親亡き後の受け皿になっているということですね。

地域に社会的資源がないため、入所施設が親亡き後の受け皿となっている。今後は、その辺も含めて検討しなくてはいけないですね。

古家構成員

現在の施設入所者うち、ご家族がいない方というのはどれくらいいるか分かりますか。

高橋座長

その辺りは事務局で把握されていますか。入所者の平均年齢が51歳ということですので、その親御さんは70歳、80歳になっていると思います。

障害福祉課 加藤主幹

今回のニーズ調査の問14で、地域移行に関するご家族に意向を確認させていただいた中で、調査母体3,859人のうち、「家族がいないため回答不可」と回答された方が2.5%でございました。ですから、推計ではございますが、約96人がご家族がいない方となります。

古家構成員

地域移行を進めるに当たって、施設における情報提供も大事ですが、施設に入る前の段階でも、同様の情報提供を行わないと、新たに入所される方もいるので、出て行っては入っての繰り返しになってしまうのではないかと思います。

高橋座長

選択肢を広げるということで、地域生活の体験を含め、施設に入る前の段階で、もう少し幅広く情報提供をするということですね。今は、現在入所されている方を、どのように地域移行させるかという話をしていますが、当然親御さんが亡くなられる方も多く出てきますので、その後の選択肢をどう広げるかということは、重要な御指摘かと思います。

障害福祉課 加藤主幹

今回のニーズ調査の結果を受けて、施設に入られる前の段階というのも、地域生活移行を進めていくための1つのポイントになると考えているところでございます。

本日いただきました御意見も踏まえまして、しっかり検討していきたいと考えております。

高橋座長

大分時間が過ぎました。まだまだ御意見がとおりかもしれませんが、その際は、文書等で事務局にお出しいただければと思います。

検討が深まってきたかなと嬉しく思います。引き続きよろしくお願いします。

事務局につきましても、様々なご要望がありましたので、追加調査等についてはよろしくお願いたします。それでは第4章の残りの部分について、御意見や御質問をお伺いしたいと思います。

徳田構成員

36ページの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、第5期障害福祉計画からの新しい章立てであり、家族の立場からも、大変待ち望んでいたシステムが作られると期待しておりますが、内容が見えてきていません。

第5期福祉計画の中では、圏域ごとの協議の場の設置等に係る目標が記載されております。これを是非進めていただき、精神障害のある方が病院に頼ることなく、地域で支えられて、人間らしく生きていくことができる、共生社会を実現できたらと思っておりますので、協議会の内容について、非常に関心を持っております。

ただ、協議会の構成メンバーに、ぜひ当事者やその家族を入れていただきたいと要望します。

また、精神障害のある方の、病院からの地域移行については、身体・知的障害のある方の施設からの地域移行と同じように、なかなか難しいということで、次のようなことを、ぜひ第5期福祉障害福祉計画に記載いただきたいと思います。

40ページ「(4) 本計画期間の取組」の「地域生活への移行に向けた支援」のところに、宿泊型自立訓練事業の活用を入れていただきたいと思います。

昔、自立支援法ができる前に、援護寮という、日常生活力がない方たちに対して、サポート付きで2年間、コミュニケーションや地域であいさつすること、料理、洗濯、金銭管理等を行い、自立できる自信を持たせていくという制度がありました。

精神障害のある方が、いきなり病院からアパート、病院からグループホームでの生活へ移行することは難しいことから、こうした生活力を回復するためのサポート付き入居施設が以前はありましたが、自立支援法制定後は、法的根拠がなくなり、この制度もなくなってしまいました。

ただ、国としては、宿泊型自立訓練事業という形で、この制度が残っていると聞いています。ただ、これを活用する事業所が少ないことは、なぜなのか疑問に思います。

ですから、精神障害にも対応した地域ケアシステムを作る上で、支援付きの宿泊施設の事業を促すような文章を追記していただけないでしょうか。

加えて質問ですが、愛知県で宿泊型自立訓練事業を行っている事業所はいくつあるのかお聞かせ願いたいと思います。

障害福祉課こころの健康推進室 古橋補佐

まず、圏域ごとの協議の場の設置についてですが、これは、今回の第5期計画の目標で設置することが掲げられております。協議の上では、当事者の方や御家族の方の御意見を踏まえて取組を推進していくことになろうかと思っておりますので、徳田構成員のおっしゃられていた視点は重要かと考えております。

2つ目の、地域生活への移行に向けた支援については、いくつかの取組を計画の方に記載させていただいております。徳田構成員がおっしゃったように、従前、精神保健福祉保健法上では、援護寮という、期限付きで訓練を行う施設がありましたが、障害者自立支援法において、3障害の一元化が図られ、援護寮という名称は既にございませぬ。ただ、病院から施設に一旦移って訓練を行い、その後、地域移行という、中間段階の取組は重要かと思っております。記載については、検討させていただき、計画に盛り込める部分については盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、現在、宿泊型自立訓練事業を行っている事業所数については、別の者から答えさせていただ

きます。

障害福祉課 柴田補佐

現在、特に生活訓練を主とする自立訓練事業所が、県内で28ございまして、事業所数については、ここ数年あまり伸びていない状況であります。その中で、宿泊型の自立訓練事業所となると、さらに数が限られてくるわけですが、今手元にデータがございませんので、追って御報告させていただきたいと思います。

高橋座長

では、次回までに御報告をよろしくお願いします。

私からも1つお聞きします。36ページのイメージ図ですが、精神科病院から地域に移行した人たちが、どのように地域の中でサポートされるのかということがうまく見えてこない感じがします。

これは、国の資料そのままを出してみえますが、全体が見えてこないのもう少し分かるようにしなければいけないと思うのですが、いかがですか。

障害福祉課こころの健康推進室 古橋補佐

御指摘のありました、36ページの、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図についてですが、これはまさしく国が示しておりますイメージ図になります。現在、愛知県でも、保健所や地域アドバイザー、基幹相談支援センターが、市町村等を支援しながら、精神障害のある方への地域移行に向けた支援体制を整備しているところでございますので、そうした本県における取組が分かりやすいイメージ図を、今後計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

高橋座長

地域生活支援拠点等の整備は大きなテーマであり、また新たに障害児に係る問題も含まれておりますが、御意見等ございましたら、また文書等で事務局へ提出いただくよう、お願いいたします。

では、第5章から第7章に移りたいと思います。

岡田構成員

98ページの発達障害者等に対する支援のところで、活動指標として、発達障害者支援地域協議会の回数等が挙げられております。福祉計画ですので、数値の積み上げということも分かるのですが、結局、発達障害者に対して、どのような支援をしていただけるのかが見えてきません。

また、活動指標として、相談支援件数を挙げるという点についても、計画としてどうなのかなという感じがしてしまいます。幼児期から成人期まで切れ目のない支援が必要だということも、もちろん謳っていただきたいですし、今、発達障害者支援体制整備推進協議会では、高校の先生に対する支援などを検討しておりますので、こうした具体的な支援について、幅広く記載していただかないと、一般の方が見られたときに、分かりにくいのではないかと思います。

発達障害者に対する支援について、もっと中身を充実していただけたらと思いますので、そこをどのように考えていらっしゃるか教えていただきたいです。

高橋座長

発達障害の方への支援が見えるように記載してほしいということですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

こちらの発達障害者等に対する支援という項目は、国の基本指針で、今回から新たに新設された項目でございまして、現在は、国の基本指針に挙げられた項目のみを、非常に簡潔に記載させていただいている状況でございます。

こちらにつきましては、先程の、現状の部分と同様に、今後、岡田構成員始め皆様の御意見を伺いながら、ぜひ拡充をしてみたいと考えております。愛知県では、従前から発達障害者支援体制整備推進協議会で、関係団体や支援者の方に参画いただき、協議をさせていただいております。今年度第2回の協議会が、11月9日に開催されると聞いておりますので、ぜひそういったところで、もう少し拡充した素案を提案させていただき、御意見を伺いながら、さらに内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

高橋座長

他に御意見がないようですので、次に移ります。第8章、第9章についていかがでしょうか。

第8章は、特に、新たに設けられた章ですし、こういった課題にもしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。どこで誰とどのように暮らすかは障害のある方固有の権利であるというのが、障害者権利条約及び障害者基本法、総合支援法に貫かれている原則であると思います。第8章では、それを具体的に反映した形で、それらの充実に向けて取組をしようということも盛り込まれていたりしますが、よろしいですか。御意見がないようですので、次に移ります。

さて、少し時間が残りましたが、全体を通じて何か御意見等はございませんでしょうか。

水野構成員

資料を全部読んでみましたが、1つの項目に対して、ページがどこからどこまでかが分からず大変でした。目次の記載があればと思いましたので、お願いいたします。もう1件、50ページなどで、数字が埋まっていないところありますが、これは今後埋まっていくのでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

今回、目次がついておらず申し訳ございません。次回からは目次も入れるようにさせていただきたいと思います。

また、50ページの目標につきましては、今回は数字が入っておりませんが、第3回ワーキンググループに向けて、数字を入れさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田構成員

この計画書自体には関係ないのですが、昨日、愛知県下の他の市町村の障害福祉計画を見ようと、ホームページを探していたのですが、豊田市と豊橋市以外は、計画がなかなか見つかるようなところに掲載されていませんでした。県民の方は、まずはお住まいの市町村の計画を見られると思います。県から、計画をホームページ上に載せなさいという指導があるかは分かりませんが、どこに住んでい

でも自分の市町村の計画が見ることができるのが普通ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

障害福祉課 加藤主幹

やはり県民の皆様が、県の計画はもとより、お住まいの市町村の計画を見ていただいて、実際に、こんな施策を進めていくのだと分かっていただくことは重要であると思います。

本日、御意見をいただきましたので、市町村に対して担当課長会議等の中で、計画をホームページ上で公表していただくように働きかけてまいりたいと思います。

高橋座長

私からも2つお聞きしたいと思います。

1つ目が、48ページの職場定着率の向上についてです。実際の定着率を向上させるために活動するのはジョブコーチだと思いますが、配置型、第1号、第2号の3種類のジョブコーチについて、特に第2号のジョブコーチがどれくらいいるのかについて、把握できる範囲で教えていただければ、この推進が上手くいくかどうかの評価ができると思います。

2つ目に、56ページの、子供の地域支援に関してですが、保育所等訪問支援を行っている児童発達支援センターがどれくらいあるのかが重要だと思いますので、そのデータも次までに出していただければと思います。そして、児童発達支援センター以外にも、保育所等訪問支援事業ができると思いますので、センター以外の児童発達支援事業所を行っているところ一覧も出していただけると良いと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

今手元にデータ等がない部分もございますので、御提言のありましたデータにつきましては、まとめまして、第3回ワーキンググループで御意見をいただけるように準備をしてまいりたいと思います。

河口構成員

児童でホームヘルプを使っている方々もいらっしゃると思いますが、東京の方では、児童の時から慣れた介助者の方に付いていただき、生活を組み立ててもらって、成人になってもそのまま地域で生活している方もいらっしゃいます。行動援護も含めて、児童でホームヘルパーをどれくらい使っているのかというデータも出していただけたらと思います。

高橋座長

行動援護についてだけでよろしいですか。

河口構成員

行動援護だけでなく、訪問系サービス全体についてお願いしたいと思います。

高橋座長

訪問型サービスの児童部分について、データが出せるかということですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤主幹

今すぐにデータが出せるかどうか自信はありませんが、障害福祉サービスの請求等の事務を行っている国保連合会にも確認をしまして、もし出せるようであれば、第3回ワーキンググループでデータを提供させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

高橋座長

ありがとうございました。

では時間も迫ってきましたので、そろそろ締めさせていただきたいと思います。

まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、ちょうど時間になりましたので、本日の会議はこれもちまして終了させていただきたいと思います。

何度か申し上げましたが、素案に対して他に御意見がありましたら、ぜひ事務局に文書をお出しいただいて、さらに充実した計画にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、本日出ました御意見や御質問をもとに、第3回ワーキンググループに向けてさらなる検討をお願いします。ありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

11 閉会

本日は、貴重な御意見・御提言をいただきありがとうございました。

最後に高橋座長からありましたように、ぜひ皆様から素案に対する御意見・御提言をいただきたいと考えております。皆様に対しては、改めて、メールにて、素案に対する意見を伺うための様式を送らせていただきたいと思います。ぜひ忌憚のない御意見をいただき、よりよい計画にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次回ワーキンググループは、11月24日（金）に開催する予定としております。追って開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、引き続き本県の障害者支援施策の推進につきまして、御支援・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

以上で、平成29年度第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。